

競争的資金等の運営・管理に関する行動規範

第1章 行動規範

(行動規範)

第1条 当社は、関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）の適正な運営・管理を推進するため、以下の各号のとおり行動規範を定める。研究代表者、研究分担者、各研究等を管轄するグループに属する役職員並びに競争的資金等の運営・管理に関わる役職員（総称して、以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 2 構成員は、競争的資金等の原資が国民の税金で賄われていることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外使用、期間外使用等の不正な使用は行わない。
- 3 構成員は、競争的資金等の使用に当たり、競争的資金等を配分する関係府省等が定める諸規則、当社が定める規程その他ルール、及びその他関係法令・通知等を遵守しなければならない。
- 4 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 構成員は、競争的資金等の使用に当たり、取引業者等との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 構成員は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルール等の理解に努めなければならない。

第2章 その他

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、経営管理グループが起案し、取締役会の決議による。

(付則)

2025年3月19日施行